

四日市市地域新電力会社の設立及び運営事業に係るパートナー事業者選定 公募型プロポーザル実施要領

1. 事業名

四日市市地域新電力会社の設立及び運営事業

2. 事業の目的

四日市市（以下「本市」という。）は、四日市市クリーンセンターにおいて、一般廃棄物を焼却する際に発生する熱を利用し発電した電気（以下「廃棄物発電」という。）等を有効活用するために、地域新電力会社を設立する。

本事業は、2050年カーボンニュートラル社会の実現に向けて、本市の脱炭素化、電気の地産地消の推進及び「第4期四日市市環境計画」に掲げる温室効果ガス排出量の削減目標の達成を目的とするものであり、併せて本市の事業に係る歳出削減及び事務の効率化を図ることを期待するものである。

しかしながら、地域新電力会社を設立し、継続して会社運営を行うためには、専門的な知識や経験及び経営能力等が必要であり、同時に今後予想される電気料金の高騰など、様々な経営上のリスクに柔軟に対応する能力等も求められる。

以上のことから、本市は、電力市場に精通し、かつ専門的な知見及び小売電気事業者としての実績を有し、本市と共同で地域新電力会社を設立、運営する民間のパートナー事業者を募集するため、公募型プロポーザル方式を活用して公募を実施する。

3. 定義

(1) 地域新電力会社

本実施要領及びその他資料等にある「地域新電力会社」とは、地方公共団体が民間事業者等と共同して出資し設立した小売電気事業者のことをいう。

(2) パートナー事業者

本実施要領及びその他資料等にある「パートナー事業者」とは、本市と共同で出資して地域新電力会社を設立する、また、設立した地域新電力会社から運営を受託する民間事業者のことをいう。

4. 業務内容

パートナー事業者には、以下に記載した業務の実施を求める。

なお、地域新電力会社の設立や業務運営等、地域新電力会社に関する事業については、パートナー事業者には業務の実施を求めるため、状況に応じ、以下に記載が無くても必要が生じた業務については実施するとともに、以下に記載があっても不要となった業務については実施する必要は無いこととする。

(1) 地域新電力会社設立業務

ア 法人設立業務

- ・定款の作成
 - ・創立総会の開催
 - ・設立登記 等
 - イ 小売電気事業の登録業務
 - ・関係機関への申請書の作成、ヒアリング対応 等
 - ウ 日本卸電力取引所（略称 J E P X、以下「J E P X」という。）への会員登録業務
 - エ その他地域新電力会社設立に必要な業務
- (2) 地域新電力会社運営業務
- ア 経営戦略の策定・管理業務
 - ・事業コンセプトの策定
 - ・電力市場に関するマーケティング
 - ・事業計画の策定・管理 等
 - イ 営業業務
 - ・契約約款作成
 - ・料金メニューの開発
 - ・契約締結業務 等
 - ウ 需給管理・調整業務
 - ・電力需要予測にあわせた電源確保
 - ・J E P X への入札
 - ・常時バックアップの調達
 - エ 財務に関する業務
 - ・資本金の調達
 - ・運転資金の調達
 - ・長期借入金の調達
 - ・財務戦略の立案・実行・管理 等
 - オ 経理に関する業務
 - ・各種経費の支払い
 - ・請求書発行
 - ・収入管理
 - ・未収金管理 等
 - カ 関係法令等に基づく計画・報告作成業務
 - キ 総務・広報・会計に関する業務
 - ・取締役会の開催
 - ・株主総会の開催
 - ・決算書の作成
 - ・法人税申告等
 - ク その他
 - 地域新電力会社の運営に必要な業務

5. パートナー事業者を求める条件等

パートナー事業者は、「四日市市地域新電力会社の設立及び運営に係るパートナー事業者選定公募型プロポーザル」（以下「本プロポーザル」という。）に応募するにあたり、次に示す条件に同意すること。

(1) 地域新電力会社の設立及び小売電気事業者の登録申請について

応募者は、地域新電力会社の設立及び小売電気事業者の登録を申請し、小売電気事業者として登録後、令和7年4月から電力供給対象とする本市の一部の公共施設に対して、遅滞なく小売電気事業を実施すること。なお、応募者の責によらないやむを得ない事由により、令和7年4月から電力供給を開始できない場合は、対象の公共施設が滞りなく電力を使用できるよう対応すること。

(2) 設立形態について

- ア 新たに立ち上げる地域新電力会社の事業形態は、会社法（平成17年7月26日法律第86号）上の株式会社とすること。
- イ 定款には、会社法第107条第2項第1号に基づく株式の譲渡制限に関する定めを記入すること。
- ウ 取締役会及び監査役設置会社とすること。
- エ 取締役に本市職員を含めること。

(3) 登記先について

地域新電力会社の本店を三重県四日市市内に設置し、設立登記を行うこと。

(4) 出資金・資本構成について

地域新電力会社設立時における資本金は、1,000万円を予定し、出資割合は四日市市が51%、その他を応募者からの提案書等に拠ることとする。

(5) 資金調達について

地域新電力会社の運転資金等の調達は、応募者の責によって行うこととし、資金ショート等の状態にならないよう、余裕を持った資金繰りを行うこと。

(6) 電力の調達・供給について

応募者は、添付資料「対象施設一覧」で示す公共施設に順次電力を供給すること。なお、四日市市クリーンセンターにおける廃棄物発電については、令和7年4月から活用するものとする。

(7) 利益活用の方針について

事業活動を通じて得た利益の活用については、次のとおり取り扱うこと。

- ア 運転資金に充てる他、本市に還元すること。
- イ 株主への配当には充てないこと。
- ウ 上記以外の用途に関しては、別途本市と協議して取り決めること。

(8) 本市とパートナー事業者の責任分担

ア 基本方針

地域新電力会社設立における責任分担の考え方は、民間資金等の活用による公共

施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成 12 年総理府告示第 11 号）に示された「想定されるリスクをできる限り明確にした上で、リスクを最も良く管理することができるものが当該リスクを分担する」との考え方にに基づき、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高い事業の実施を目指す。

パートナー事業者が担う業務については、原則としてパートナー事業者が責任を負うものとし、本市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、本市が責任を負うこととする。

イ 予想されるリスクと責任分担

本市とパートナー事業者の責任分担は、応募者による提案者等に拠ることとするが、応募者は上記基本方針を踏まえ、負担すべきリスクを想定した上で、提案を行うこと。

(9) 地域新電力会社設立が不調となった場合の処理

本市及びパートナー事業者のいずれの責めにも帰すべからざる理由によって、地域新電力会社設立が不調となったときには、本市とパートナー事業者は、その準備に関して既に支出した費用は各自の負担とする。

6. 参加資格

(1) 応募者の構成と定義

ア 構成企業・代表企業

応募者は、「5. パートナー事業者に求める条件等」に記載された内容を備えた単体の企業または複数の企業により構成されるグループとする。

複数の企業により構成されるグループで応募する場合、その提案書等に記載されている企業を構成企業とし、構成企業から代表の企業（以下「代表企業」という。）を定め、その代表企業が応募手続きを行うこととする。なお、単体の企業で応募する場合には、その企業が代表企業となる。

イ 構成企業の明示

資格審査確認書類等の提出時には、応募者の構成企業について明らかにすること。

ウ 複数応募の禁止

本プロポーザルにおいて、応募者の構成企業及び同企業と資本面又は人事面において密接な関連のある者は、他の応募者の構成企業または協力企業になることはできない。

エ その他

パートナー事業者は、選定後直ちに本市と協議を行い、別紙の「(仮) 四日市市地域新電力会社の共同設立に関する協定書」(以下「基本協定」という。)を締結することとし、基本協定締結後、速やかに地域新電力会社設立に向けた合弁契約締結協議を行うものとする。

(2) 応募者の共通参加資格要件

応募者は、参加資格要件確認申請書類提出時において、次に掲げる条件をすべて満たしていることとする。

※ただし、ア、イ及びエについては、代表企業が条件を満たしていればよいものとする。

- ア 経済産業省に登録されている小売電気事業者であること。
- イ 令和6年4月1日時点において、四日市市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないもの
- エ 本市における入札参加資格停止の措置期間中でないこと。
- オ 四日市市暴力団排除条例第2条第1項あるいは第2項に該当しないもの
- カ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき構成又は再生手続きをしていないもの
- キ 直近一年間の法人税、消費税又は地方税を滞納していないもの
- ク 宗教活動や政治活動を目的としないもの
- ケ 金融庁に登録している信用格付業者から、信用力は高く債務履行の確実性は高い等の一定以上の格付けを取得しているもの

(3) 需給管理・調整業務を担う構成企業に関する参加資格要件

応募者のうち、需給管理・調整業務を担うものは、次のア～ウのいずれかに該当する会社法上の法人（グループで応募する場合は一企業以上）とする。

- ア 経済産業省に登録されている小売電気事業者であるもの
- イ 電力の小売を行う地域新電力会社に、需給管理・調整業務の提供実績を有するもの
- ウ JEPXでの取引実績を有するもの

(4) 参加資格要件確認申請書類提出後の参加資格の取り消しについて

参加資格要件確認申請書類の提出後、応募者が優先交渉権者決定までの期間に上記(1)、(2)及び(3)で定める資格要件を欠くような事態が生じた場合、本市は応募者の参加資格を取り消すこととする。ただし、本市がやむを得ないと判断した場合は、この限りではない。

7. 本市の協力事項

(1) 電力小売りに関して

本市は、本市が所有する公共施設の電力契約を一度に又は段階的に、地域新電力会社に切り替えるべく、最大限の努力を行う。なお、対象は「対象施設一覧」で示す公共施設を対象とする。

(2) 電源調達について

本市は、地域新電力会社が四日市市クリーンセンターからの電力を円滑に調達できるよう必要な支援を実施する。

(3) 再生可能エネルギーの普及に関して

本市は、地域新電力会社が市内における再生可能エネルギー等の普及拡大を行う取り組みを実施する際には、本市の保有する施設や土地等を貸与する等の支援を行う努力をする。ただし、再生可能エネルギーの利用として認められない発電設備の設置に関してはこの限りではない。

8. 契約締結までの日程

①実施要領等の公告	令和6年6月26日(水)
②参加表明書等の内容に関する質問の提出期限	令和6年7月2日(火)
③参加表明書等の内容に関する質問の回答	令和6年7月5日(金)
④参加表明書等の提出期限	令和6年7月10日(水)
⑤参加資格要件の確認、企画提案書等の提出要請	令和6年7月12日(金)
⑥企画提案書等の内容に関する質問の提出期限	令和6年7月19日(金)
⑦企画提案書等の内容に関する質問の回答	令和6年7月24日(水)
⑧企画提案書等の提出期限	令和6年8月7日(水)
⑨プレゼンテーションの実施	令和6年8月中旬
⑩優先交渉権者の通知	令和6年8月中旬
⑪基本協定締結	令和6年8月下旬

9. 応募手続きと提出書類

応募手続きと提出書類については、以下のとおりである。なお、各様式は本市のホームページからダウンロードすること。

(1) 参加表明書等の提出

ア 提出期限： 令和6年7月10日(水)午後5時まで(必着)

イ 提出先： 〒510-8601 三重県四日市市諏訪町1番5号
四日市市役所 環境部 環境政策課
TEL ; 059-354-8188

ウ 提出方法： 代表企業が持参すること(ただし、土日を除く午前9時から正午または午後1時から午後5時までを受付時間とし、受付終了時刻に関しては、受付場所における着信主義とし、受理しているかどうかの判断は本市が行うものとする。)

エ 提出書類： 様式1～7-2の順とし、各ページの下部に通し番号を記入し、A4縦長、左側ホッチキス2か所綴じにより正本1部、副本11部を提出すること。

オ 添付資料： 様式4には、需給管理・調整業務を担う応募者について記載された実績の根拠となる次のいずれかの資料を添付すること。

(ア) 経済産業省に登録されている小売電気事業者であるもの

(イ) 電力の小売を行う地域新電力会社に、需給管理・調整業務の提供実績を有するもの

(ウ) JEPXでの取引実績を有するもの

カ その他： (ア) 資格審査の結果、参加資格要件を満たしていないと判断した場合は失格とする。

(イ) 参加資格要件を満たしているものには、「企画提案書等提出要

請書（様式13-1）」を送付する。

(2) 参加表明書等に関する質疑応答

参加表明書等の内容について質問がある場合は、次により質問書の提出を行うこと。

ア 提出期限： 令和6年7月2日（火）午後5時まで（必着）

イ 提出先： 四日市市役所 環境部 環境政策課

E-mail ; kankyouseisaku@city.yokkaichi.mie.jp

ウ 提出方法： 代表企業による電子メール

エ 提出書類： 質問書（様式10）

オ 回答及び通知方法：令和6年7月5日（金）に四日市市ホームページへ掲載

(3) 参考資料の提供

参考資料として、資格審査を合格した応募者に対して次の情報資料のPDFデータを提供する。なお、提供した資料は、本プロポーザルの応募に関する目的以外で使用することを禁じ、この目的の範囲内であっても、本市の承諾を得ることなく、構成企業を除く第三者に使用させること及び内容を提示することを禁じる。

ア 情報資料

(ア) 電力供給予定先公共施設の電気使用実績に関する情報

・施設数：158施設

・電気使用実績期間：令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(イ) 本市が設立する地域新電力会社が電力の調達を行う予定の四日市市クリーンセンターの電力売電情報（売電実績に関わるデータ）

イ 提供方法

データは、PDFデータをDVD-Rに保存し提供する。

ウ DVD-Rは、企画提案書等提出要請書とともに送付する。

(4) 企画提案書等の提出（様式8～9-6）

「企画提案書等提出要請書（様式13-1）」を受けた応募者は、本実施要領に基づき、企画提案書を次のとおり提出すること。

ア 提出期限： 令和6年8月7日（水）午後5時まで（必着）

イ 提出先： 〒510-8601 三重県四日市市諏訪町1番5号

四日市市役所 環境部 環境政策課

TEL ; 059-354-8188

ウ 提出方法： 代表企業が持参すること（受付は平日のみ、午前9時から午後5時。）

エ 提出書類： 各様式に定める提案記入用紙内に、特に指定のない限り文字サイズ10ポイント以上にて作成すること。ただし、図表に用いる文字はこの限りではない。また、様式8～9-6の順とし、各ページの下部に通し番号を記入し、A4縦長、左側ホッチキス2か所綴じにより正本1部、副本11部を提出すること。

※企画提案書等が期限までに提出されない場合は、辞退したものと判断する。

(5) 企画提案書等に関する質疑応答

「企画提案書等提出要請書（様式13-1）」を受けた応募者で、企画提案書等の記載について質問がある場合は、次により質問書の提出を行うこと。

ア 提出期限： 令和6年7月19日（金）午後5時まで（必着）

イ 提出先： 四日市市役所 環境部 環境政策課

E-mail ; kankyouseisaku@city.yokkaichi.mie.jp

ウ 提出方法： 代表企業による電子メール

エ 提出書類： 質問書（様式11）

オ 回答及び通知方法：令和6年7月24日（水）に四日市市ホームページへ掲載

(6) その他

ア 企画提案は、1代表企業につき1案とし、複数の企画提案はできない。

イ 受理された企画提案書等の変更は認めない。

10. プレゼンテーション審査及びヒアリングの実施

(1) プレゼンテーション審査及びヒアリングの概要

ア 実施日

令和6年8月中旬

イ 実施する時間・場所及び所要時間

詳細な時間・場所及び所要時間等は、企画提案書等提出要請を送付したものに通知する。

ウ 実施内容

プレゼンテーションは、提出された企画提案書を基に作成したプレゼンテーション用資料を使用すること。スクリーン、プロジェクターについては本市で用意するが、パソコン等その他必要な機器等は持参すること。なお、出席者は4名以内とすること。

ただし、主な説明は代表企業が行うこと。

(2) 審査結果

審査結果は、プレゼンテーション審査及びヒアリングに参加したすべての代表企業に送付する。

11. 審査方法

(1) 審査の概要

本市は、企画提案内容の審査に関して、幅広い専門的見地からの意見を参考とするため、「四日市市地域新電力会社に係るパートナー事業者選定委員会設置要綱」に基づく「四日市市地域新電力会社に係るパートナー事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」を設置する。

選定委員会は、「四日市市地域新電力会社に係るパートナー事業者選定審査要領評価基準（以下、「評価基準」という。）」に基づき審査を行い、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

本市は、選定委員会の選定結果に基づき、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

(2) 審査の流れ

審査は、参加資格要件の審査及び選定委員会による審査の二段階に分けて実施するものとする。

参加資格審査については本市が行うこととし、提出資料を基に代表企業及び構成企業が応募者の備えるべき参加資格要件を満たしているかを審査し、参加資格要件を満たす応募者に対し企画提案書等提出要請書を送付する。

選定委員会による審査については、選定委員会が企画提案書、プレゼンテーション審査及びヒアリング等の内容を評価基準に基づき審査し、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

なお、提案者が1者のみであった場合でも、選定手続きを実施することとし、その場合は、審査及び評価を行った後に、その提案者を優先交渉権者とするかどうかを選定委員会での協議により選定する。

(3) 参加資格要件の確認

参加資格審査においては、応募者の代表企業及び構成企業が応募者の備えるべき参加資格要件を満たしているかを確認する。

この審査によって、要件を満たしていない場合は失格とする。

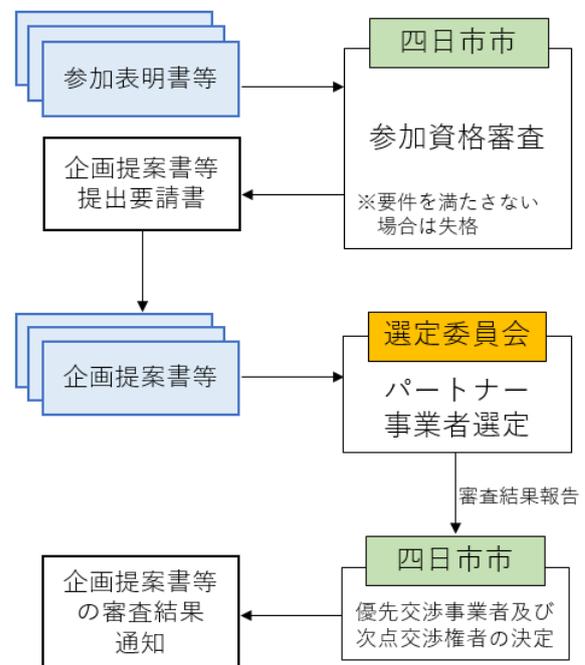
なお、提出された書類に疑義がある場合は、応募者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合がある。

(4) プレゼンテーション審査及びヒアリング

選定委員会による審査においては、企画提案書の提出を受け、プレゼンテーション審査及びヒアリング等を実施した後、選定委員会が評価基準に基づき項目ごとに評価し優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

なお、第1位、第2位の者が複数あったときは、選定委員会の各委員（委員長を含む。）による投票によって決定することとし、それでも決しないときには委員長がこれを決す。

(審査の流れイメージ)



1 2. 優先交渉権者の公表

「1 1. 審査方法」に基づく審査結果は、プレゼンテーション審査及びヒアリングに参加した全ての代表企業に文書で通知するとともに、本市ホームページで公表する。

結果の通知については、最も得点が高く優先交渉権者に決定された代表企業には、「企画提案書等の特定について（通知）（様式1 3－2）」を送付する。また、それ以外の代表企業には「企画提案書等の審査結果について（非特定通知）（様式1 3－3）」を送付する。

また、応募事業者名については、優先交渉権を得た事業者名のみを本市ホームページで公表し、その他の事業者名は公表しないこととする。また、評価点については、プレゼンテーション審査及びヒアリングに参加した全ての代表企業（優先交渉権者以外の事業者名は非公開）の評価点を公開することとする。

審査の内容および結果に対する異議申し立ては認めない。

1 3. 辞退、契約

(1) 参加辞退

参加表明後に本プロポーザルを辞退しようとするときは、辞退届（様式1 2）を提出すること。

(2) 契約の締結

本市は、優先交渉権者と速やかに契約するための諸条件や使用内容の確認調査を行い契約する。なお、優先交渉権者との協議が整わない場合は、本市は次点交渉権者と改めて協議等を行う。

1 4. その他

(1) 提出された企画提案書等は返却しないものとする。

(2) 企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(3) 提出された企画提案書等は、提出者に無断で使用しないものとする。

(4) 企画提案書等の内容に虚偽があった場合は失格とする。

(5) 個人情報の取り扱いについては、別記の個人情報取扱特記事項（委託）を準用し遵守すること。

(6) 本業務の実施に関し、本実施要領に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度協議を行い決定する。